

マザーレイクゴールズ（MLGs）学習動画制作委託仕様書

1. 事業目的

近年、琵琶湖の水質は改善傾向にあるものの、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来動植物の侵入・定着といった生態系に関する課題が顕著になってきている。また、観測史上初めて、平成31年から2年連続で北湖の全層循環が未完了となるなど、気候変動の影響による危機的状況にも直面しており、このことは、琵琶湖が私たちの暮らしを映す「鏡」であるだけでなく、地球規模の環境変化を見通す「窓」でもあることを示している。

このような状況の下、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口とした独自のゴールを設定したものが琵琶湖版のSDGs「マザーレイクゴールズ（以下「MLGs」と言う。）」である。令和3年7月1日のびわ湖の日40周年に策定されて以降、様々な主体による自発的な取組が各地で活発化しているところであるが、中でも特に小中学校からの講演依頼が増加するなど、MLGsに関する学びのニーズが高まっている。

本委託業務は、主に小学校高学年を対象としたMLGsの解説動画を制作し、県内小中学校の授業などで活用してもらうことでMLGsのさらなる普及や琵琶湖の環境保全に関する啓発につなげるために実施する。

2. 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

3. 業務委託内容

- ・別途県が示す「発表スライドサンプル」および「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ」の内容を踏まえ下記2本の動画を制作すること。（各15分程度を想定）
 - ①「びわ湖の課題とMLGs」（内容説明編…琵琶湖の概要、MLGsの経緯と概要等）
 - ②「暮らしの中でMLGs」（実践解説編…13ゴールの説明とアクション例等）
- ・動画は主に小学校高学年を対象とし、小中学校の授業での放映を目的に制作する。小中学生がMLGsの内容や具体的な実践方法等について理解を深められるよう、映像やアニメーション等を工夫するとともに、平易な言葉を用いて分かりやすく表現すること。
- ・テロップ等をつける場合は、ユニバーサルデザインにも配慮し、読みやすいものとする。
- ・制作にあたっては、動画の構成シナリオを作成し、県の承諾を得た上で制作を開始すること。
- ・動画はYouTube（MLGs channel）等での配信も想定しているため、サムネイル画像も併せて制作すること。
- ・詳細な内容は提案に基づき県と協議の上決定するものとし、シナリオおよび映像内容について県から修正等の指示があった場合にはその指示に従うこと。

4. 成果物

- ① MP4で保存した動画データ
- ② DVD（貸出用）5枚：制作した動画コンテンツを一つにまとめ、各動画冒頭にチャプターをつけること。DVD-video形式（一般的なDVDプレーヤーでそのまま再生できる形式）で格納すること。
- ③ 動画内容説明書：学校に動画の内容を把握してもらうため、場面ごとの動画キャプチャとポイントを記載した説明書を作成すること。

- ④ JPEG形式で保存したサムネイル画像
- ⑤ 実施報告書

※上記①、③および④については電子データを提出するとともに、これらのデータ一式を保存したDVD1枚を納品すること。

5. 納期限

前項①～④については令和6年11月29日(金)までに納品すること。
前項⑤については本委託業務完了後すみやかに納品すること。

6. 納品場所

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課（大津市京町四丁目1-1）

7. 特記事項

- ① 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- ② 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。なお、県が権利を有する素材は必要に応じて県から提供することも可能とする。
- ③ 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとし、県および県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- ④ 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- ⑤ 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却することとする。
- ⑥ 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- ⑦ 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付がないか等）、送信方法（BCCに設定されているか等）について複数の者でチェックを行うこと。
- ⑧ 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- ⑨ その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議のうえ、定めることとする。